

平成30年度 運転者適性診断受診料助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の助成対象機関で、平成30年4月1日～平成31年3月末日までに千葉県内営業所に勤務する運転に従事する従業員の一般診断・初任診断・適齢診断の受診を助成対象とする。
- 一般社団法人 千葉県トラック協会 適性診断事業課
千葉県美浜区新港208（千葉県トラック事業協同組合ビル3階）
TEL 043-301-3525
FAX 043-301-3526
 - 独立行政法人 自動車事故対策機構千葉支所
千葉県美浜区中瀬2-6（WBGマリブウエスト25階）
TEL 043-350-1730
FAX 043-350-1731
 - ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社（東京研修センター）
東京都江東区青梅2-4-32タイム24ビル11F北棟
TEL 03-6426-0193
FAX 03-6426-0195
- ※千葉県内で受診する出張診断が助成対象。
- 大佐和自動車教習所
富津市千種新田88
TEL 0439-65-2211
FAX 0439-65-3615
 - 東洋自動車教習所
旭市鎌数5146
TEL 0479-64-0100
FAX 0479-64-0102
 - 五井自動車教習所
市原市五井8840
TEL 0436-21-3366
FAX 0436-22-7737
3. 申請受付期間 平成30年4月1日～平成31年3月末日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. 受診方法及び 助成金額

(1) 千葉県トラック協会適性診断事業課で受診する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

千葉県トラック協会適性診断事業課に予約し、受診すること。
助成金額は1名につき、2,300円とする。

※初任診断及び適齢診断の差額2,400円は事業者負担

(2) 自動車事故対策機構千葉支所を利用する場合

①自動車事故対策機構千葉支所で受診する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

自動車事故対策機構千葉支所に予約し、受診すること。

助成金額は1名につき、2,300円とする。

※初任診断及び適齢診断の差額2,400円は事業者負担

②ナスバネットで受診する場合

※ナスバネットとはインターネットを介した適性診断システムです。
詳細及び、初任診断、適齢診断を受診希望の場合は自動車事故対策機構千葉支所へお問い合わせ下さい。

ア. 支部又は協同組合が導入したナスバネットで受診する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

助成金額は1名につき、2,300円とする。

※初任診断及び適齢診断の差額2,400円は事業者負担

イ. 事業所が導入したナスバネット又は、自動車事故対策機構千葉支所の貸出ナスバネットを利用して受診する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

助成金額は1名につき、1,100円とする。

※一般診断の差額1,200円、初任診断及び適齢診断の差額3,600円は事業者負担

(3) ヤマト・スタッフ・サプライを利用する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

ヤマト・スタッフ・サプライに予約し、受診すること。

助成金額は1名につき、2,300円とする。

※初任診断及び適齢診断の差額2,400円は事業者負担

※出張診断等で生じる実費負担の交通費、会場費等については、助成の対象とはなりませんので、ご留意お願いいたします。

(4) 自動車運転教習所を利用する場合

(一般診断、初任診断、適齢診断)

各機関に予約し、受診すること。

助成金額は1名につき、2,300円とする。

※初任診断及び適齢診断の差額は事業者負担

5. 助成人数

一事業者当り、上記4(1)～(4)の合計人数が、被牽引車を除く会費請求台数までとし、上限を100名とする。